

随意契約理由書

件名	神戸大橋塗装塗替他工事(その3)		
契約の相手方	千代田・ペイントバンク特定建設工事共同企業体 代表者 千代田レイヤー(株)		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項6号に該当		
随意契約の理由			
本工事は、神戸大橋の塗膜に含有されるPCB を除去し、塗替塗装を行う工事である。「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別法」により、PCB を含有した塗膜の処分期限がR9.3.31 と定められている。 本事業は国との協議により、債務負担ではなく、単年度毎の補助金で工事を行うこととしており、R9.3.31 までに完成する予定であった。 しかし令和7年3月末に示された令和7 年度の補助金の配当において、減額配当となったため、配当された範囲での工事発注を余儀なくされ、工事を(その2)と(その3)に分割して発注する必要が生じ、(その3)工事については令和8 年度に追加要求して対応することとなった。 先行工事の神戸大橋塗装塗替他工事(その2)と後発工事の神戸大橋塗装塗替他工事(その3)は、(その3)のアーチ、吊材と(その2)の上路が橋の構造上結合されている。 (その2)上路と(その3)アーチ、吊材の外を囲うPCB対応の足場設置や塗装塗替の工事区域が重複しており、囲われた足場内を移動する必要があるPCB関連作業を確保しながら交通量が多い神戸大橋へ走行車線の車線数を減らす規制等を行う事なく安全な通行を確保しつつ、定められた期限までにPCB を含有した塗膜を処分する必要がある。 (その2)と(その3)請負業者2社の施工では工事区域における安全対策の責任が不明確になるとともに、PCB 廃棄物の厳格な管理が必要である。 2社が重複する工事場所において、施工責任を明確するためには、剥離・回収した塗膜の運搬や作業員の出入りが可能なクリーンルームまでの経路を分離せざるを得ず、施工効率の低下により道路規制期間が長期化し、定められた期限までにPCB の処分が不可能となる。 そのため、本工事の契約手続きについては、(その2)工事の契約に先立ち、令和7 年5 月28 日の請負契約審査会に諮り、随意契約することの承認を得て、(その2)工事においても追加随意契約工事の予定があるものとして公告し、契約を締結している。 以上のことから本工事は地方公営企業法施行令第21 条の13 第1 項6 号に該当するものとし、今般、令和8 年度の予算において補助金の配当があったことから随意契約を行うこととする。			
担当部署 (問合せ先)	神戸市港湾局海岸防災課保全係 (電話番号 302-6751)		